

利用者 各位

社会福祉法人 むつみ福祉会  
新入ひまわりこども園

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、新入ひまわりこども園（新入ひまわり保育園）では利用者からの苦情に適切に対処する体制を平成13年4月1日から整えています。

なお、平成29年度における苦情解決責任者、苦情受付責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることと致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 苦情解決責任者 園長 日野 智
2. 苦情受付責任者 副園長 西尾 祐子
3. 第三者委員 (1) 丸本 直彦 (直方市社会福祉協議会会長)  
住 所 直方市直方670-98  
連絡先 0949-22-4627  
(2) 松尾 正照 (人権擁護委員)  
住 所 直方市植木407  
連絡先 0949-28-3006

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお第三者委員に直接申し出ることにも出来ます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い。

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。

尚、第三者委員の立会いによる話し合いには、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てる事ができる。

福岡県運営適正化委員会

福岡県春日市原町3丁目1-7クローバプラザ4F

相談室 Tel 092-915-3511

Fax 092-915-3512